各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会 会 長 奥 村 太 加 典 〔 公 印 省 略 〕

処遇改善及び働き方改革への取組について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会の活動につきましては日頃から 格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

全国建設業協会(全建)では、今年度、技能労働者の賃上げの一層の推進を図ると ともに、働き方改革についてこれまでの取組を継続発展させることといたしますので、 下記の取組が円滑に進みますよう、ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

記

1 令和4年の技能労働者の賃金引上げの推進

令和4年3月から適用される設計労務単価は、全国主要12職種平均で3.0%、全国全職種平均では2.5%上昇(10年連続の上昇)となり、これを受けて2月28日の国土交通省と建設業4団体との意見交換会において、令和4年は概ね3%の賃上げを目指して全ての関係者が可能な取組を進めることが申し合わされました。

これを踏まえて、本会が令和4年度事業計画に定めたとおり、引き続き技能労働者の賃金引上げ、設計労務単価の上昇、適正利潤の確保、更なる賃上げの好循環を続けるため、概ね3%の賃上げを目指し、会員企業の建設技能者の賃上げ、下請契約での反映等の取組を進めていただきたいこと。

2 「目指せ週休 2 日 + 360 時間 (2 + 360 ツープラスサンロクマル) 運動」の推進 (1) 目指せ週休 2 日運動

会員企業においてこれまで取り組んでいただいている「目指せ週休2日運動」を引き続き実施いただきたいこと。

このことにより、現場休工や業務のやり繰りにより従業員へ休暇を付与し、 「週休2日」の休日確保を目標としていただきたいこと。本運動の取組に当たっては、次のこと等を実施いただきたいこと。

- ・令和3年度に配付済みのポスター、リーフレットを活用した周知
- ・本会ホームページ掲載の週休2日(4週8休)実現企業の取組事例の周知
- ・本会ホームページ掲載の週休2日(4週8休)実現企業の自己診断の実施及 び週休2日実現企業に該当するスマイルライフ企業(愛称)のシンボルマー

クの利用促進(全建通知「週休2日実現企業PR用シンボルマークのホームページ掲載及びシンボルマークの利用促進について」(令和4年3月15日付け全建労発第88号)参照)

(2) 目指せ 360 時間運動

上記(1)の取組に合わせ、時間外労働等の労働時間の適正な把握及び管理に関する周知等を行うとともに、時間外労働の罰則付き上限規制、時間外労働の割増賃金率引上げ等に関する周知、啓発を行い、時間外労働の上限を原則年360時間以内となるよう取り組んでいただきたいこと。取組に当たっては、上記(1)のポスター、リーフレットを活用いただきたいこと。

- ※ 上記 (1) と (2) の取組を合わせて「目指せ週休 2 日 + 360 時間 (2 + 360 ツープラスサンロクマル) 運動」として一体的に取り組んでいただきたいこと。
- 3 法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入の徹底 次のことについて、会員企業への周知をお願いしたいこと。
- (1) 法定福利費等の適切な支払い

元請事業者は受注時における適正な労務費や法定福利費等の確保に努めること。また、元請事業者は下請事業者に対して労務費や法定福利費が内訳明示された見積書の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。

- ※ 全建通知「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(令和4年2月 22日付け全建労発第74号)参照
- (2) 社会保険の加入に関する下請けガイドラインの周知

社会保険の加入については、未加入である建設企業を下請企業として選定しないように要請するとともに、適正な社会保険に加入していない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないこととしていることに加え、令和6年4月1日以降、建設業において労働基準法の時間外労働に関する規制が適用されることからも、元請企業においては、現場に入場する作業員が、工事を請負う個人事業主として現場に入場するのか、実態が雇用契約を締結すべきと考えられる雇用労働者として現場に入場するのか十分に確認することが必要となること。

なお、確認に当たっては、「働き方自己診断チェックリスト」を活用すること。

※ 全建通知「社会保険の加入に関する下請け指導ガイドラインの改訂等について」 いて」(令和4年3月31日付け全建労発第31号)参照

以上

担当:労働部 古田、吉田